

2

罪を犯した障がい者・高齢者の支援について ～福祉施設で直接受け入れ～

コロニー雲仙は、2006年より厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」の一員として、この問題に取り組んできました。その一環で周囲の矯正施設と連携し、出所後の生活支援を行うモデル事業の中で8名の対象者を受け入れました。また、2009年4月に更生保護施設「虹」が開所してからも、ハンディキャップを持つ受刑者への支援を引き続いて実施しています。

この章では、3名の個人事例の紹介と共に、支援を通じて明らかになった罪を犯した障がい者の支援の方法について説明します。

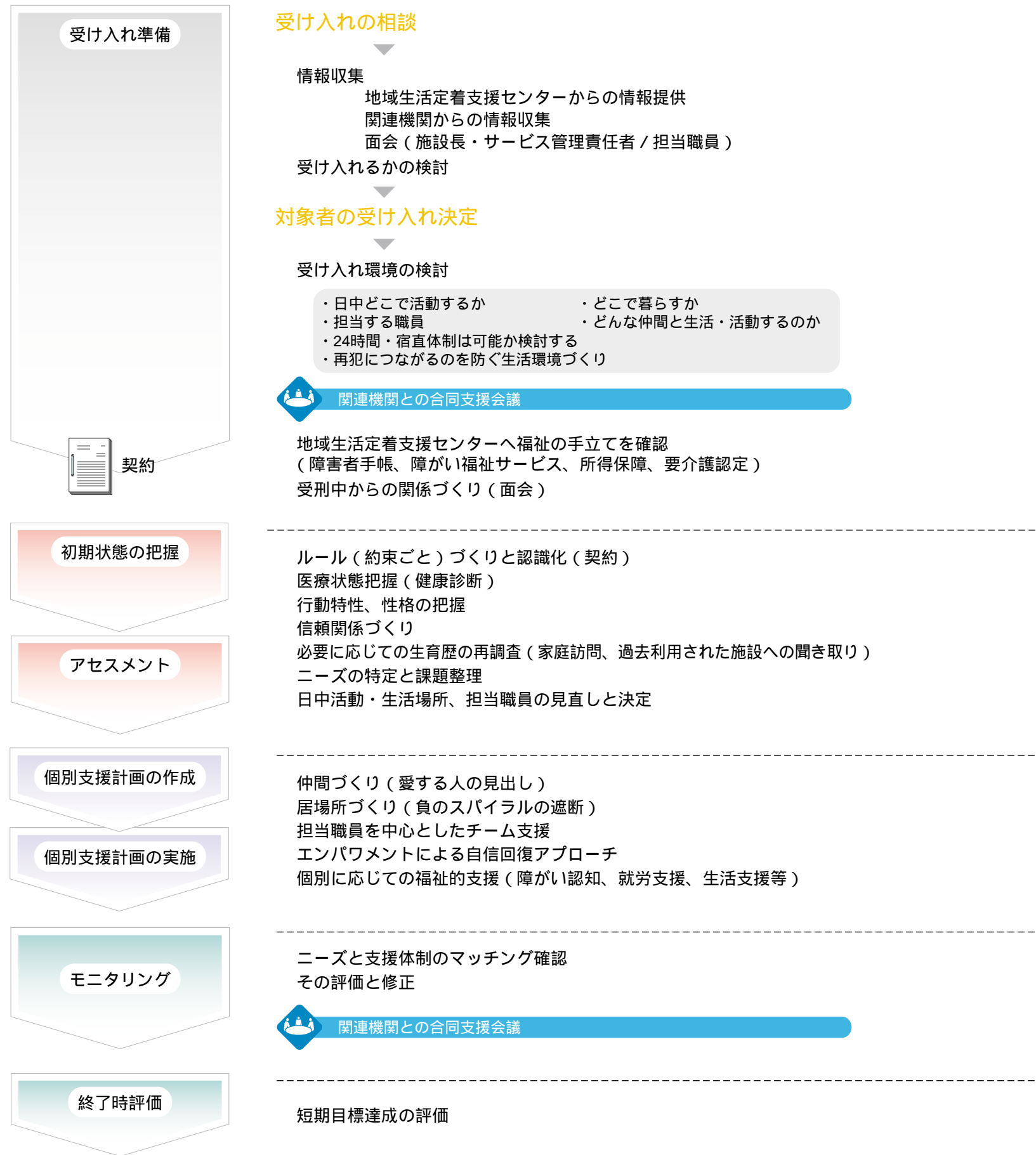
性別	受け入れ時の年齢	矯正施設入所歴	主罪名	再犯期間	療育手帳の有無	出所	受け入れ時の障害程度区分	
男性	40代	初入	窃盗	執行猶予中	有(B2)	満期出所	6	
女性	50代	4入	器物破損(放火)	1か月28日	無 (出所後に取得、B1)	満期出所	無 (出所後、療育手帳取得し、福祉サービス利用申請。区分3)	▶ P 17
女性	20代	初入	覚せい剤取締法違反	執行猶予中	有 (受刑中に再判定し B2 B1)	仮出所	3	▶ P 23
女性	40代	4入	窃盗	29日	受刑中に申請(B)	仮出所	2	
女性	50代	3入	常習累犯窃盗	6か月27日	受刑中に申請(B)	仮出所	3	▶ P 29
男性	60代	10入	窃盗(賽銭盗)	6か月28日	受刑中に申請(B1)	仮出所	2	
男性	20代	初入	窃盗		有(B)	仮退院	2	
男性	10代	初入	強制わいせつ		有(B)	仮退院	2	
女性	30代	初入	建造物侵入、窃盗		有(B)	満期出所	4	▶ P 45

罪を犯した障がい者・高齢者を受け入れるまでの支援の流れ.....	13
個人情報の管理について.....	15
仮出所・満期出所の支援体制の違い.....	16

事例 ① Aさん 住宅街のケアホームで直接受け入れ	17
事例 ② Bさん はじめての矯正施設からの受け入れ	23
事例 ③ Cさん 仮出所による初の受け入れ 薬物中毒への対応	29

まとめ 1 地域の中のグループホーム等でサービスを提供します	35
まとめ 2 仲間づくりと居場所づくり	36
まとめ 3 時間をかけたアセスメントが必要になります	37
まとめ 4 福祉以外の社会資源との連携	39

罪を犯した障がい者・高齢者を受け入れるまでの支援の流れ



Q 建物や設備等、特別な増設は必要ですか？

A 必要ありません。

認可された福祉施設であれば現状の建物や設備でかまいません。ハード面よりもソフト面が大切であり、「おかえり」という、ありのままを受容することが第一歩です。

Q 近隣の住民への説明は必要ですか？

A コロニー雲仙では行っていません。

対象者は、刑務所や少年院で罪を償った方が中心であり、福祉サービスを利用するという点においては一般の利用者と変わりません。そのため、通常の新規利用と同様に、近隣の住民や他の利用者の保護者へその都度説明するということはコロニー雲仙では行っていません。社会内処遇を行う更生保護施設でも新規入所者に関する情報開示は行っていません。

Q どのような状態で受け入れますか？

A 本人の不安を軽減する為に、当面は24時間寄り添います。

刑務所を出て、新しい環境での生活は、本人にとってかなりの不安とストレスがあります。また真に信頼できる「人」を求めています。それに「刑務所を出て来た…」という引け目が本人を孤独にしてしまうところがあります。そういう心情に近づき、寄り添う姿勢とその体制が孤独感をやわらげていきます。

Q アセスメントでの注意点は？

A 長い時間をかけて行うことが必要です。

罪を犯した障がい者・高齢者の犯罪（問題行動）は、①家族の不在、②経済的、制度設計等の二次的障がい、③障がいの特性という幾重にも重なった問題が背景にあります。それゆえに、「ニーズ（課題）」が見えずらく、単純に問題行動を課題点とするだけでは解決へつながりません。したがって、通常の利用者よりもアセスメントに時間を要することになります。

Q 個別支援計画で配慮することは？

A まずは仲間づくり、居場所づくりを行うことが大切です。

福祉サービスを利用される方は、家族のもとに帰れなかった人、又は家族そのものが存在しない人です。また色々な人間関係を経て人を信じられなく、心に壁を張っている人が多いです。それがアセスメント作成の難しさにもつながってきます。個別の目標に移る前に、「一人ではありません。ここにいても良いですよ」と伝えてあげる、仲間づくり、居場所づくりが大切になります。

Q モニタリングの際の特徴は？

A 受け入れ初期は通常の方よりも短い期間で行います。

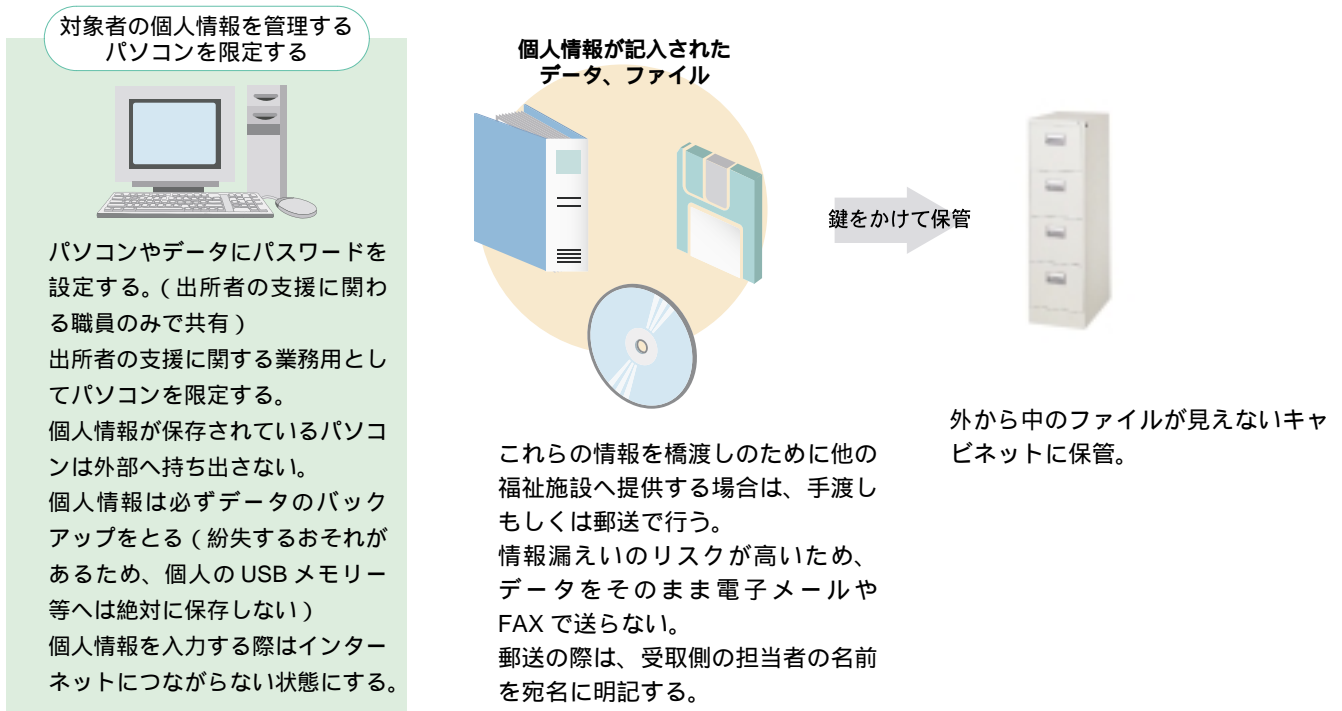
これまでに述べた、受け入れ時の情報の少なさ、アセスメント作成の困難さから、受け入れ初期は日中系3か月、生活系6か月という法定のモニタリング期間よりも、短い期間で行うことが心と行動の変化に細かく対応できると思います。

個人情報の管理について

「出所者」であるという本人にとって一番知られたくない情報である個人情報の管理及び扱いについては、一般の利用者以上に、より厳重な管理が必要となります。

個人情報取り扱いのガイドライン

個人情報の取り扱いについては、地域生活定着支援センターとの間に、以下の通り「個人情報の取扱に関するガイドライン」を締結していただきます。個人情報の共有範囲については、各事業所間で決定します。



入手できる個人情報

受け入れにあたって、保護観察所より提供される個人情報は以下の通りです。更に必要な個人情報がある場合は、地域生活定着支援センターに要望します。地域生活定着支援センターと保護観察所が検討の上、開示を決定します。

- 福祉に関する情報
 - 住民票所在地
 - 障害基礎年金の有無
 - 療育手帳等(身体・精神)の有無
 - 障害程度区分
 - 病名・障害部位等
 - その他福祉サービス(受給中、申請中含む)
 - 福祉施設への入所歴
 - 特記事項
- 入所前の就労状態
 - 就労先(職種)
 - 就労期間
 - 年金、社会保険等の加入状況
 - 免許・資格
- 施設内の生活状態
 - 知能指数
 - 衣類着脱
 - 食事
 - 入浴
 - 洗面
 - 排泄
 - 移動
 - 作業能力
 - 集団生活
 - 対人関係
 - その他問題行動
 - 特記事項
- 家庭状況、教育歴
 - 家族構成(ジェノグラム)
 - 出身地
 - 小中学校(所在地)
 - 特別支援学級の在籍の有無(時期)
 - 親族の経済状態
 - 生活保護実施
- その他
 - 医療上の特記事項(既往歴、現在症、現在の服薬状況等)
 - その他特記事項

仮出所・満期出所の支援体制の違い

社会内処遇の一貫としての仮出所と、刑が終了した満期出所では支援体制に違いが出てきます。



仮出所 (社会内処遇) について

仮出所 (仮退院) 期間は、まだ刑期の一部です。

そのため、仮出所者を受け入れた場合は、「一般遵守事項」や「特別遵守事項」による自分勝手な行動への抑制、定期的な保護司との面会による意識づけ、問題があった際の保護観察所への相談等、司法サイドのサポートが受けられます。

仮に、仮出所中に違反があった場合には、仮出所が取り消され、再度矯正施設で過ごすことになります。

そのため一定の抑制力が働く仮出所では、福祉サイドが孤立せずに支援を行うことが可能になります。

緊急性が高くなる満期出所

満期出所の大多数は帰住地や身元引受人がいません。帰住先の調整や、出所後の補導援護も義務づけられていません。帰住先もなく所持金の少ない者は、近隣の交通機関への交通費を渡されて出所するケースもあります。

特に罪を犯した障がい者・高齢者は仮出所20%、43.5%が前刑時の帰住先がなく、再犯を繰り返す「累犯障害者」につながっていきます。(厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究(田島班)」)

そのため、満期出所者の場合は受け入れの緊急性が高くなります。